

口大野区内の土木工事並びに農林土木工事の負担に関する規約

平成 14 年 4 月 1 日施行

(目 的)

第 1 条 この規約は認定された市道・農林道・農業用施設の新設改良工事で、京丹後市（以下市という）が施行する工事費の一部を負担する「市受益者分担金に関する条例」に基づいて、口大野区が受ける分担金の一部を受益者も負担することを目的とする。

(受益者分担金の率)

第 2 条 各種工事の施工により、特に利益を受けることが認められる区域の受益者は、当該工事について市から区が受けた分担金を次の割合により分担する。

- 1) 口大野区 70%
 - 2) 受益者 30%
- 2 受益の範囲が広域にわたり、当該工事の受益者を特定することが困難なとき、または当該工事の公共性が極めて高いと認められる工事については、区予算の範囲内で町内会長会の議決を経て、受益者負担を軽減または免除することができる。

(適用除外)

第 3 条 この規約は口大野区内に在住する受益者を対象とし、区外の受益者には適用しない。

(その他の公共事業)

第 4 条 第 1 条に規定する以外の公共事業についての工事費の分担割りは受益者と協議し、区予算の範囲内で査定し、町内会長会の議決を経なければならない。

(受益者分担金の徴収)

第 5 条 受益者分担金の徴収は、事業完了後 2 か月以内に納付書を発行して徴収する。但し、受益者が多数に及ぶときは受益地区又は組合等の代表者から一括して徴収することができる。

(附則)

- 1 この規約は平成 14 年 4 月 1 日施行
- 2 平成 16 年 4 月一部改正（合併による名称変更）